○環境省告示第二十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、次に掲げる霧島錦江湾国立公園の海域公園地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

指定した区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　名称及び区域

名称	区域
神瀬海域公園地区	鹿児島県鹿児島市桜島横山町地先
若尊鼻海域公園地区	鹿児島県霧島市国分及び福山町地先
若尊海山海域公園地区	鹿児島県霧島市福山町地先
重富干潟海域公園地区	鹿児島県姶良市大字平松地先

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、次に掲げる霧島錦江湾国立公園の海域公園地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　名称及び追加する区域

名称	区域
桜島海域公園地区一号	鹿児島県鹿児島市桜島横山町地先
桜島海域公園地区二号	鹿児島県鹿児島市桜島横山町地先

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、次に掲げる霧島錦江湾国立公園の海域公園地区の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

指定を解除した区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　名称及び区域

名称	区域
栗生沿岸海域公園地区	鹿児島県熊毛郡屋久島町栗生地先海面
メガ崎海域公園地区	鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島地先海面

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、次に掲げる霧島錦江湾国立公園の集団施設地区の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　名称及び区域

名称	区域
尾之間集団施設地区	鹿児島県熊毛郡屋久島町（尾之間）

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第三十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定に基づき、屋久島国立公園を指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この国立公園の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　区域

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一林班から八林班まで、一三林班、二二林班、二三林班、三一林班、四五林班、五〇林班から六三林班まで、七五林班から一〇一林班まで、一〇三林班から一〇八林班まで、一一二林班、二一三林班から二一五林班まで、二二〇林班から二二二林班まで、二二五林班、二二八林班の全部並びに五林班から九林班まで、一二林班、一三林班、二三林班、二四林班、二七林班、二八林班、五三林班、五四林班、五九林班、六〇林班、六二林班、七五林班から七七林班まで、八一林班、八五林班、八七林班から八九林班まで、一〇六林班から一〇八林班まで、一一二林班、二三二林班、二六四林班、二六六林班から二六九林班まで、二七一林班及び二七四林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島の一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一〇四林班の全部並びに五林班から九林班まで、三二林班、三八林班、四五林班、五七林班、五八林班、六二林班、六三林班、六五林班、七五林班、七六林班、七八林班から八一林班まで、八三林班、一〇三林班、一〇五林班、一一二林班及び二七五林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、口永良部島、栗生、中間及び永田の各一部

（二）　第一種特別地域

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署八四林班、二二八林班及び二六三林班の全部並びに五林班から九林班まで、一二林班、一三林班、二三林班、二四林班、二七林班、二八林班、五三林班、五四林班、五九林班、六〇林班、六二林班、七五林班から七七林班まで、八一林班、八五林班、八七林班から八九林班まで、一〇六林班から一〇八林班まで、一一二林班、二三二林班、二六四林班、二六六林班から二六九林班まで、二七一林班及び二七四林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島の一部

（三）　第二種特別地域

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署九五林班、九六林班、一〇一林班、二一三林班から二一五林班まで、二二〇林班から二二二林班まで、二二五林班及び二七〇林班の全部並びに九林班、一二林班、一四林班、一五林班、一七林班、二二林班から二四林班まで、二六林班から三一林班まで、五〇林班、五二林班から五六林班まで、五九林班から六三林班まで、七五林班から八一林班まで、八五林班から八八林班まで、九〇林班から九四林班まで、九八林班から一〇〇林班まで、一〇六林班から一〇八林班まで、一一二林班、二一二林班、二三二林班及び二六九林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、口永良部島、栗生、船行及び宮之浦の各一部